

戦没者等のご遺族の皆様へお知らせ

特別弔慰金が支給されます

先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すため、終戦20周年、30周年、40周年、50周年といった特別な機会をとらえ、戦没者等のご遺族に対して「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき特別弔慰金（記名国債）が支給されております。

本年は終戦60周年に当たることから同法が改正され、この度、戦没者等のご遺族に対して第八回特別弔慰金が支給されることとなりました。

●支給対象者

平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- 1 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等と生計関係を有していた①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹（戦没者等と生計を有していなかった方、

平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。）

- 4 上記3以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
- 5 上記1から4以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。）

※戦没者等の子や兄弟姉妹など、同じ順位の方が複数人の場合は、そのうちの代表者お一人が特別弔慰金を請求することになります。また、その際、請求者以外の同順位の方については、請求同意書の提出が必要となります。

●支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

●請求期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

※この期間内に請求を行わないと、時効により権利が消滅することとなりますのでご注意ください。

●請求窓口

幌延町役場町民課福祉住民係

ご不明な点は、町民課福祉住民係
(5-11111 内線158) までお問い合わせください。